別紙1

入札執行に係る注意事項

1　本件入札について談合があったとの通報があったが、産山村工事入札心得を遵守し、厳正に入札すること。

2　入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、産山村工事入札心得第6条の規定により入札は無効とする。